

令和3年6月豊橋市議会定例会

○ 提出事件

予 算 案 4 件

条 例 案 9 件

単 行 案 5 件 (うち人事案1件)

報 告 7 件

以 上 2 5 件

6 月市議会定例会議案概要説明書

〔 条 例 案 〕

議案第 5 3 号 豊橋市民センター条例等の一部を改正する条例

(財政課)

豊橋市民センター、豊橋市屋内プール・アイスアリーナ及びこども未来館の利用料金の額の適正化を図るため、現行条例の一部を改正するもの

1 豊橋市民センター

○ 利用料金の限度額の変更 () 内は現行

区分	時間	午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
		円	円	円	円
多目的ホール		3,810(2,540)	5,110(3,410)	3,810(2,540)	12,730(8,490)
大会議室		3,360(2,240)	4,470(2,980)	3,360(2,240)	11,190(7,460)
中会議室		2,620(1,750)	3,510(2,340)	2,620(1,750)	8,750(5,840)
小会議室		1,180 (790)	1,560(1,040)	1,180 (790)	3,920(2,620)
ミーティングルーム		550 (370)	730 (490)	550 (370)	1,830(1,230)

2 豊橋市屋内プール・アイスアリーナ

○ 個人利用料金の限度額の変更 () 内は現行

利用区分		単位	金額
			円
50メートルプール及び 25メートルプール	大人	1回につき	700 (600)
	小人	1回につき	350 (300)
アイスアリーナ	大人	1回につき	1,300 (1,000)
	小人	1回につき	650 (500)
トレーニング室	一般	1回につき	500 (400)
		年間利用券	60,000 (48,000)
	生徒	1回につき	200 (150)
		年間利用券	24,000 (18,000)

○ 専用利用料金の限度額の変更 () 内は現行

利用区分		金額	
			円
アマチュア スポーツの ため利用す る場合	50メートルプール	1時間につき	16,320 (12,560)
	25メートルプール	1時間につき	6,790 (5,230)
	アイスアリーナ	1時間につき	20,410 (15,700)

上記以外の 場合	50メートルプール	1時間につき	32,640 (25,120)		
	25メートルプール	1時間につき	13,580 (10,460)		
	アイスアリーナ	1時間につき	40,820 (31,400)		
		昼間		夜間	全日
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
会議室、役員室(1)～(3)		円 1,330 (1,030)	円 1,330 (1,030)	円 1,330 (1,030)	円 3,990 (3,090)

○ 1時間単位の利用料金

会議室等の専用利用について、1時間単位の利用を承認できるものとし、当該利用に係る利用料金の額を規定する。

3 こども未来館

○ 専用利用料金の限度額の変更 () 内は現行

区分	時間	昼間		夜間	全日
		午前9時30分から午後1時まで	午後1時30分から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時30分から午後9時まで
企画展示室		円 4,080 (2,720)	円 4,080 (2,720)	円 4,080 (2,720)	円 12,240 (8,160)
研修室	全面利用	3,060 (2,040)	3,060 (2,040)	3,060 (2,040)	9,180 (6,120)
	半面利用	1,530 (1,020)	1,530 (1,020)	1,530 (1,020)	4,590 (3,060)
スタジオA		4,480 (2,990)	4,480 (2,990)	4,480 (2,990)	13,440 (8,970)
スタジオB		1,140 (760)	1,140 (760)	1,140 (760)	3,420 (2,280)
ものづくり工房		2,560 (1,710)	2,560 (1,710)	2,560 (1,710)	7,680 (5,130)
キッチン工房		3,120 (2,080)	3,120 (2,080)	3,120 (2,080)	9,360 (6,240)

○ まち空間利用料金の限度額の変更 () 内は現行

区分	普通入場券 (1人1日につき)		定期入場券 (1人1年につき)
	個人	団体 (20人以上)	
大人	300円 (200円)	240円 (160円)	1,500円 (1,000円)
小人	150円 (100円)	120円 (80円)	450円 (300円)

(令和4年4月1日から施行)

議案第54号 豊橋市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例

(行政課)

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正（令和3年法律第5号。令和3年2月3日公布）の施行により、条例で引用する法の項が削除されたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

(公布の日から施行)

議案第55号 豊橋市市税条例等の一部を改正する条例

(市民税課・資産税課)

地方税法等の一部改正（令和3年法律第7号。令和3年3月31日公布）に伴い、軽自動車税、個人市民税等について現行条例の一部を改正するもの

1 軽自動車税

(1) 軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）の延長

令和3年3月31日までに新規取得した3輪以上の軽自動車を対象とされている種別割のグリーン化特例（軽課）について、対象車の燃費基準等の見直しを行った上で、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに新規取得したものを適用対象とする（新規取得した日の属する年度の翌年度分に限る。）。

ア 乗用（営業用）のもの

軽減率	改正後	改正前
75%軽減	電気自動車及び一定の天然ガス自動車	
50%軽減	2030年度燃費基準90%達成車	2020年度燃費基準+30%達成車
25%軽減	2030年度燃費基準70%達成車	2020年度燃費基準+10%達成車

イ 貨物用のもの

軽減率	改正後	改正前
75%軽減	電気自動車及び一定の天然ガス自動車	
50%軽減	—	2015年度燃費基準+35%達成車
25%軽減	—	2015年度燃費基準+15%達成車

(令和4年度分又は令和5年度分の軽自動車税の種別割に適用)

2 個人市民税

- (1) 所得税における住宅借入金等特別税額控除の控除期間13年間の特例の延長措置等に伴う個人市民税における現行の特例制度の延長

所得税に係る改正に伴い、所得税額から控除しきれなかった額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人市民税額から控除する措置を講ずる。

(令和3年度分以後の個人市民税について適用)

議案第56号 豊橋市手数料条例等の一部を改正する条例

(市民課・財政課・行政課)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。令和3年5月19日公布）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、個人番号カードの再交付等手数料に係る規定を削除するほか、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

- 1 豊橋市手数料条例の一部改正
- 2 豊橋市個人情報保護条例の一部改正
- 3 豊橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正

(令和3年9月1日から施行)

議案第57号 豊橋市民プール条例及び豊橋市グリーンスポーツセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例

(「スポーツのまち」づくり課)

豊橋市民プール及び豊橋市グリーンスポーツセンターを廃止するため、現行条例を廃止するもの

(関係条例の整備)

- ・豊橋市都市公園条例の一部改正
- ・公の施設で長期かつ独占的な利用及び廃止を議会の議決に付すべきものに関する条例の一部改正

(令和4年4月1日から施行)

議案第58号 豊橋市総合老人ホームつつじ荘条例の一部を改正する条例

(総合老人ホーム)

介護報酬改定に関する厚生労働省告示(令和3年3月15日告示)に伴い、総合老人ホームつつじ荘における食費の額を改定するため、現行条例の一部を改正するもの

○食費の額の改定

区分		単位	改正後	改正前
第7条第1号に規定する利用者	食費	1食	537円	504円
第11条第1号に規定する入所者	食費	1日	1,445円	1,392円
第11条第3号に規定する入所者	食費	1日	1,445円	1,392円

(令和3年8月1日から施行)

議案第59号 豊橋市保健所及び保健センター条例の一部を改正する条例

(健康政策課)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正(令和元年法律第63号。令和元年12月4日公布)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正(令和2年政令第228号。令和2年7月28日公布)により、条例で引用する法律の項及び政令の条が繰り下げられたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

(令和3年8月1日から施行)

議案第60号 豊橋市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行
条例の一部を改正する条例

(道路維持課・公園緑地課)

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正（令和3年国土交通省令第12号。令和3年3月30日公布）により、条例で引用する省令名が改正されたことに伴い、規定の整備をするため、現行条例の一部を改正するもの

(公布の日から施行)

議案第61号 豊橋市都市公園条例等の一部を改正する条例

(「スポーツのまち」づくり課)

スポーツ施設の利用に係る時間区分の取扱いについて見直しを行うため、現行条例の一部を改正するもの

○ 次の施設における専用利用等について、1時間単位の利用を承認できるものとし、当該利用に係る利用料金の額を規定する。

- 1 野球場
- 2 陸上競技場
- 3 武道館
- 4 地区体育館
- 5 トレーニングセンター（屋内施設）
- 6 豊橋市民球場
- 7 豊橋市民球技場
- 8 豊橋市民クラブハウス
- 9 総合体育館

(令和4年4月1日から施行)

[単行案]

議案第62号 工事請負契約締結について

(契約検査課・資源化センター)

- 1 工 事 名 1・2号炉維持整備工事
- 2 工 事 内 容
・受入供給設備、熱分解設備、熱分解物分別設備、燃焼溶融設備、雑設備
- 3 決定年月日 令和3年5月12日
- 4 契約価格 484,000,000円
(予定価格 488,873,000円)
- 決定率 99.0%
- 5 請 負 人 JFE環境テクノロジー(株)
- 6 契約方法 随意契約

議案第63号 工事請負契約締結について

(契約検査課・教育政策課)

- 1 工 事 名 高豊中学校体育館長寿命化改良工事
- 2 工 事 内 容
・鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建
延べ床面積 1,048㎡(改修部分)

区 分	室 名
1階	アリーナ、ステージ、控室(2)、倉庫(3)、便所(2)
2階	放送室、機械室

- ・内部改修 一式
- ・外部改修 一式
- 3 落札年月日 令和3年5月10日
- 4 契約価格 174,900,000円
(予定価格 178,640,000円)
- 落札率 97.9%
- 5 請 負 人 (株)山正工務店
- 6 契約方法 一般競争入札(総合評価落札方式) (応札4社)

議案第64号 損害賠償の和解及び額の決定について

(人事課)

本市職員の公務災害に関し、名古屋地方裁判所豊橋支部で係争中の訴訟について、次により和解し、これを賠償するもの

1 損害賠償の額

96,502,670円

2 訴訟経過等

平成28年4月15日、本市職員が自宅で自殺を図り、豊川市民病院に救急搬送されたものの、多臓器不全のため同月26日に死亡した。

これに対し、当該職員の相続人3名が、当該職員がうつ病を発症し、自死したのは、市の安全配慮義務違反が原因であるとして、本市を相手に損害賠償を求め、平成30年12月11日、名古屋地方裁判所豊橋支部へ提訴した。

令和3年4月21日に同裁判所から和解案が提示され、これを基に協議をした結果、上記賠償額で和解することで合意するものである。

議案第65号 損害賠償の和解及び額の決定について

(消防本部総務課)

平成31年4月27日豊橋市下地町地内において発生した建物等損傷事故について、次により和解し、これを賠償するもの

1 損害賠償の額

3,000,906円

2 事故の概況

平成31年4月27日午後1時頃、消防団下地分団器具庫敷地内において、乾燥塔に干してあった消防用ホースが強風にあおられて固定していたロープから外れ、ホースの金具部分が隣地の相手方所有の建物等に当たったことにより、当該建物等を損傷させたもの

(福祉政策課)

人権擁護委員のうち7人が令和3年9月30日で任期満了等となるため、後任者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるもの

参 考 定 数 22人

任 期 3年

任期満了となる委員

氏 名	年 齢	備 考
浅 井 利 雄	72歳	現在4期目
伊 藤 恵美子	72歳	現在4期目
海 上 典 子	63歳	現在1期目
河 邊 光 司	71歳	現在3期目
鈴 木 由 美	67歳	現在1期目
牧 野 弘 济	55歳	現在1期目

※1名欠員

[報 告]

報告第15号 専決処分の報告について

(住宅課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている市営住宅の家賃等の支払及び明渡しに係る訴えの提起について、同条第2項の規定により報告するもの

市営住宅の家賃等の支払及び明渡し

専 決 年 月 日	令和3年5月19日
明 渡 し を 求める市営住宅	柳原住宅
事 件 の 概 要	相手方は、市からの再三にわたる支払の催告にもかかわらず、多額の市営住宅の家賃を滞納しているため、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃、修繕費用及び賃貸借契約解除後の使用損害金の支払を求める訴えを名古屋地方裁判所豊橋支部へ提起したものである。 (専決処分時の滞納状況) 滞納月数 10月分

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和3年5月19日
- (2) 損害賠償の額 100,870円
- (3) 事故の概況 令和3年4月9日午後3時40分頃、豊橋市岩屋町字岩屋下29番32地内の事業所の駐車場において、本市職員(福祉部障害福祉課)が公用車に乗車しようとしたところ、開いたドアが強風にあおられ、隣接して駐車中の相手方所有の軽乗用自動車に誤って接触し、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)

- 2 (1) 専決年月日 令和3年5月27日
- (2) 損害賠償の額 379,000円
- (3) 事故の概況 令和3年4月9日午後1時45分頃、豊橋市飯村北三丁目2番3地先の路上において、本市職員(環境部収集業務課)の運転する小型貨物自動車が、赤信号で停車中の相手方所有の軽乗用自動車の後部に誤って接触し、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)